

# 福知山市緊急事態措置協力金対象外事業者応援給付金 についてのQ&A

## 【対象者について】

Q1-1. 常時雇用する従業員数とは。

A1-1. 申請日時点人数を御記入ください。従業員数とは労働基準法第20条「予め解雇の予告を必要とする者」です。これに該当しない場合は同法第21条に定められている下記の場合です。

- ① 日日雇い入れられる者（一か月を超えて引き続き使用されるに至った場合除く）
- ② 二か月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
- ③ 季節的業務に四か月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
- ④ 試の使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合除く）

Q1-2. 上記の従業員数にパートやアルバイトは含めるのか。

A1-2. 原則含めます。ただし、上記の①～④のとおり、日雇いをされている場合や2か月以内の期間で雇用をされている場合、試用期間中の場合等は従業員数に含めません。

Q1-3. 対象にならない業種はあるのか。

A1-3. 業種による対象の制限はありませんが、飲食店の営業許可を受けている事業者で、京都府緊急事態措置要請の対象となる事業者は本市給付金の対象にはなりません。（飲食店の営業許可を受けている事業者が、要請に応じることなく営業を続けているために、京都府緊急事態措置協力金の対象とならない場合についても本市の給付金の対象とはなりません。）京都府緊急事態措置協力金の対象となる事業者かどうかにつきましては、京都府緊急事態措置協力金支給要項をご確認いただくか、京都府のコールセンターに直接お問合せくださいますようお願いいたします。

■ 京都府協力金コールセンター 075-365-7780

（月曜～土曜 9:30～17:30 日曜・祝日は休み）

Q1-4. 従来から昼のみ飲食営業をしております、要請の対象にならない。府の協力金の対象外となるが、市の給付金の対象にはならないのか。

A1-4. 従来の営業時間が今回の要請の範囲内であることから京都府緊急事態措置協力金の対象とならない場合は、本市の給付金の対象とします。ただし、酒類の提供、カラオケ設備の提供をしている場合は、対象外となります。

Q1-5. 京都府の要請の対象にならない事業者であるため、時短営業や休業を全く行っていないが、市の給付金の対象となるか。

A1-5. 飲食店・遊興施設等に該当しないため京都府緊急事態措置協力金の対象とならない場合は、本市の給付金の対象とします。

Q1-6. 市内に主たる事業所を有するとは。(法人・団体)

A1-6. 令和3年3月31日までに福知山市に本店・主たる事務所があることが必要です。

Q1-7. 市内に住民票を有するとは。(個人事業主)

A1-7. 令和3年3月31日までに福知山市に住民票を有していることが必要です。

Q1-8. 確定申告を行っていないが申請できるのか。

A1-8. 確定申告をしていただく必要があります。ただし、税務署の指導により確定申告が不要と判断されたために申告していない場合は、市民税の申告書の写しを添付することで申請を可とします。

Q1-9. 創業直後から数か月間は売上がほとんどなかったため、売上30%減少の要件を満たさない。給付金の対象にはならないか。

A1-9. 法人・団体の設立や、開業届を提出した後に、実際の営業開始までには相当の準備期間を要する等の事情がある場合は、実際に営業開始したと認められる月以降の売上の平均額を根拠とすることも可能ですので、申請時にご相談ください。

Q1-10. 季節によって売上が変動する業種で、例年4月から5月に売上がピークとなる。令和元年決算の年平均額と対象月の売上金額を比較すると、収入が元々無い年も算入するため年平均額の方が少なくなる。昨年からは大幅に売上が減少しているが、対象とならないか。

A1-10. 新型コロナウイルス感染症の影響によって売上が減少しているにもかかわらず、季節による売上変動によって、実態に合わないと思われる場合には、例年の売上状況を吟味し判定することも可能ですので、申請時にご相談ください。

Q1-11. 要請に応じたのが一部の期間であったため、京都府緊急事態措置協力金を申請するよりも市の給付金を申請した方が有利だが、市の申請をすることは可能か。

A1-11. 京都府緊急事態措置協力金の対象事業者であって、支給要件を満たしているため、市の対象にはなりません。

Q1-12. レストランを経営しており、以前は22時まで営業していた。赤字続きのため京都府による要請よりも以前から休業していたことから、京都府緊急事態措置協力金の対象とならなかった。市の申請をすることは可能か。

A1-12. 京都府緊急事態措置協力金の対象事業者であって、支給要件を満たしていないことから支給対象外となっているため、市の対象にはなりません。

Q1-13. 5月当初の緊急事態宣言では時短営業・休業対象外であったが、5月12日の延長期間より時短営業・休業要請対象となった。市の申請をすることは可能か。

A1-13. 1日でも京都府緊急事態措置協力金の対象となる事業者は本市給付金の対象にはなりません。

Q1-14. 福知山市時短要請協力金対象外事業者応援給付金を申請し給付を受けたが、今回の福知山市緊急事態措置協力金対象外事業者応援給付金についても申請できるのか。

A1-14. 福知山市時短要請協力金対象外事業者応援給付金と併給ができますので申請いただけます。

【申請について】

Q2-1. Web 申請はできるのか。

A2-1. できません。原則郵送での申請となります。

Q2-2. 確定申告書類の控えに収受印がない場合はどうすればいいのか。

A2-2.

○e-Tax での受付の場合

受信通知（申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール）を印刷し、添付をしてください。

○上記の受信通知が存在しない場合

提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を添付してください。なお、納税証明書の取得に関してはオンライン請求をおすすめします。（詳細は国税庁 HP）  
国税庁 HP：<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

Q2-3. 令和元年の決算との比較について、創業後最初の決算（第1期）が令和2年であるため、令和元年と比較できないがどのようにすればよいか。

A2-3. 令和2年が第1期決算にあたる場合は、令和元年に替えて令和2年決算との比較とします。

Q2-4. 申請書類への自署押印が省略可とあるが、社印等も省略してよいのか。

A2-4. 申請書類への自署・押印は不要としておりますので、パソコン等で作成された申請書をそのまま郵送いただいても問題はありません。ただし、虚偽の内容で申請を行われた場合には給付決定の取消しや給付金の返還を求める場合があります。

Q2-5. 要請の対象事業者ではないため、時短営業や休業を行っていないが、時短要請前後の営業時間がわかる資料は提出する必要があるのか。

A2-5. 要請の対象外事業者である場合は、原則時短要請前後の営業時間等がわかる資料を提出いただく必要はありません。ただし、飲食店・遊興施設等を営まれている場合は、府の要請対象事業者でないことを確認する必要がありますので、要請前後の営業

時間とメニューがわかる資料を提出いただく必要があります。

Q2-6. 法人で事業年度が複数年にまたがっているが、令和元年決算の確定申告書類とはいつのものを提出すればよいのか。

A2-6. 決算月が12月ではない事業者の場合は、令和元年中に決算月を迎える決算期の確定申告書類を御提出ください。(例：7月を決算月としている場合は、平成30年8月から令和元年7月までの事業年度のものを御提出ください。)

Q2-7. 令和3年創業でまだ確定申告をしていないが確定申告書類はどうすればよいのか。

A2-7. 令和3年創業の場合、確定申告書は使用せずに創業後の売上の月平均で判定しますので、創業から現在までの売上金額が確認できる帳簿等を添付ください。

#### 【申請後について】

Q3-1. 福知山市の給付金は申請後どれくらいの期間で支給されるのか。

A3-1. 申請から1か月程度で指定の口座への振込みを予定しています。ただし、書類に不備がある場合は支払い時期が遅くなる場合があります。

Q3-2. 福知山市の給付金の申請後、年度末に確定申告書類を提出するなどの対応が必要となるのか。

A3-2. 現時点では、本給付金の給付を含む確定申告書類の提出等は想定しておりません。ただし、今後アンケート等へのご協力をお願いする場合があります。

Q3-3. 福知山市緊急事態措置対象外事業者応援給付金は課税対象か。

A3-3. 本給付金は、極めて厳しい経営環境にある事業者の事業継続を支援するため、使途に制約のない資金を給付するものです。これは、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。税に関するご質問については、税務署、税務課、税理士等へご相談下さい。